

審 査 の 対 象 及 び 手 続

地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、用品調達基金及び小口支払基金の平成 20 年度の運用状況を審査の対象とした。審査に当たっては、各基金の運用状況に関する調書等に基づき、計数の確認を行い、関係部局から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえながら、基金の運用が適正に行われているかなどの点について審査を行った。

審 査 の 結 果

用品調達基金及び小口支払基金の運用状況について審査した結果、いずれの基金も計数は正確であり、関係書類と一致していることを確認した。また、現金及び用品の管理事務は適正に処理されており、基金設置の趣旨に沿っておおむね適正に運用されていることを認めた。